

# 著作権法改正に関するお知らせ

知的財産管理技能検定 3 級テキスト【改訂 6 版】

## 知的財産管理技能検定3級テキスト【改訂6版】をご購入いただいた皆様へ

第21回(2015年7月12日)以降の検定試験を受検される場合は、著作権法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級テキスト【改訂6版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第21回	平成27(2015)年7月12日(日)	平成27(2015)年1月1日
第22回	平成27(2015)年11月15日(日)	平成27(2015)年5月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

著作権法の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年5月14日(平成26年法律第35号)
施行日	平成27(2015)年1月1日 ※視聴覚的実演条約についてはその発効日
参考	文化庁ホームページ 平成26年通常国会 著作権法改正について URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html</a>

### ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報をホームページにて公開しています。

＜アップロードホームページ＞➡＜受検対策＞➡＜読者サポートコーナー＞➡＜法改正情報＞

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

【変更①】

対象ページ	P171
該当箇所	<b>4</b> 著作権
変更内容	<p>電子書籍に対応した著作権の規定の整備がされたため、内容を変更します。</p> <p>《変更前》</p> <p>複製権者は、<b>著作権</b>を設定することができます(著79条)。著作権者は、頒布目的でその著作権の目的である著作物を、文書等として複製することができます。</p> <p>著作権を設定すると、その範囲では原則として、複製権者であっても複製できません。</p> <p>《変更後》</p> <p>複製権者または公衆送信権者は、<b>著作権</b>を設定することができます(著79条)。<u>著作権を設定された者(著作権者)は、①頒布目的で文書または図画として複製(記録媒体に記録された電磁的記録として複製することを含む)したり、②記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うことができます(著80条)。</u></p> <p>著作権を設定すると、その範囲では原則として、複製権者であっても複製等することができません。</p>